

## 銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の銚田市内への移住を伴う県内就職を支援するため、茨城県と共同して行う銚田市茨城県地方就職学生支援事業(以下「本事業」という。)において、東京圏(埼玉県, 千葉県, 東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)内の大学を卒業して、銚田市に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領(令和元年5月29日付け計推第40号茨城県政策企画部計画推進課長通知), 銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号)に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、10,000円を上限とする。

### (交付回数)

第3条 一人1回を限度とする。

### (対象者要件)

第4条 申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること。また、在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 銚田市に移住したこと。ただし、(2)で示す就業に関する要件を満たす企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 銚田市に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に申請する場合は、卒業後に(2)で定める就業に関する要件を満たす企業等に就職し、銚田市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) その他茨城県又は鉾田市が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。
  - ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア) 勤務地が茨城県内に所在する企業等に、(1)で定める移住等に関する要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日が1年以内であること。
    - (イ) 勤務地が茨城県内に所在すること。
    - (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
    - (エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
    - (オ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
    - (カ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
  - イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
    - (イ) 鉾田市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。ただし、在学中に申請する場合は、鉾田市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本事業における地方就職支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 申請者全員が提出必須の書類

- ア 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し
  - イ 卒業・修了証明書(卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの)ただし、在学中に申請する者については、(2)に示す書類
  - ウ 住民票又はその写し
  - エ 交通費の領収書その他の就職活動の際に公共交通機関を利用したことを確認することができる書類
  - オ 鉾田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する就業証明書(様式第2-1号)又は、鉾田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する内定証明書(様式第2-2号)
  - カ 移住元の住所を確認できる資料(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出)、卒業年度の複数月の公共料金領収書等)
  - キ その他第2条に規定する要件を満たすことを証する書類として市長が必要と認める書類
- (2) 在学中に申請する場合に提出が必要な書類 在学証明書(卒業学年である確認が取れる

もの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印(公印)すること。)

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに本事業における地方就職支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不适当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、本事業における地方就職支援金交付決定通知書再交付願(様式第4号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに本事業における地方就職支援金交付(不交付)決定通知書[再交付](様式第5号)により、申請者に交付する。

(請求の方法)

第9条 申請者は、第6条に基づく決定通知書を受けたときは、速やかに本事業における地方就職支援交付金請求書(様式第6号)により、市長に地方就職支援金の交付を請求する。

(支援金の交付)

第10条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第11条 茨城県及び鉾田市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び鉾田市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

イ (在学中に交通費を申請する場合)申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合。

ウ (在学中に交通費を申請する場合)申請日から1年以内に鉾田市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に鉾田市に住民票がある場合を除く。

エ 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に茨城県内の別の企業に就業する場合を除く。)

オ 転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未滿に鉾田市以外の市区町村に転出した場合。

(2) 半額の返還 転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に鉾田市以外の市区町村に転出した場合。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、茨城県と鉾田市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。



4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する個人情報取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
移住日から5年以上継続して、銚田市に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から5年以上)		A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

様式第1号(別紙1)

銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する誓約事項

1 茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び銚田市から求められた場合には、それに応じます。

2 わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づき、移住支援金及び地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

(1)地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2)地方就職支援金の申請日から3年未満に銚田市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3)茨城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領、銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(4)地方就職支援金の申請日から3年以上5年以内に銚田市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

(5)移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(ただし、地方就職支援金に関しては、退職から3カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合は返還対象から除く)

3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される銚田市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

様式第 1 号(別紙 2)

銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する個人情報の取扱い

茨城県及び銚田市は、茨城県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、茨城県及び銚田市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び銚田市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

銚田市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する就業証明書  
(茨城県地方就職学生支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
移住先地域内での就業の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している(予定も含む)
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

茨城県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び銚田市の求めに応じて、同茨城県及び銚田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

銚田市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する内定証明書  
(茨城県地方就職学生支援金の申請用)

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

## 1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

## 2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 ※それ以外の場所の場合、住所を記載してください
内定日	年 月 日
交通費支給額	※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。 円

## 3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する 特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。(勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)

----- (以下は申請者が記入) -----

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： \_\_\_\_\_

様

銚田市長

銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付(不交付)決定通知書

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領, 銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第6条の規定により, 以下のとおり決定しましたので, 通知いたします。

- 1 交付決定額 円 (不交付)
- 2 交付方法 指定された金融機関の口座へ振込
- 3 不交付決定理由

(備考)

- 1 銚田市は, わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領, 銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定に基づき, 以下の場合には, 地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって, 虚偽の内容を申請したことが判明した場合: 全額
  - ・申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合: 全額
  - ・申請日から1年以内に銚田市に転入しなかった場合: 全額
  - ・申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合: 全額  
(ただし, 退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く)
  - ・銚田市への転入日から3年未満で銚田市以外の市区町村に転出した場合: 全額
  - ・銚田市への転入日から3年以上5年以内に銚田市以外の市区町村に転出した場合: 半額
- 2 銚田市は, わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領, 銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定に基づき, 茨城県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため, 必要な事項の報告を求め, 及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合, 虚偽の内容を申請したものと推定し, 備考1に定める返還請求を行う場合があります。



4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
移住日から5年以上継続して、銚田市に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から5年以上)		A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

様

銚田市長

銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付(不交付)決定通知書  
[再交付]

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第8条の規定により、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

- 1 交付決定額 円 (不交付)
- 2 交付方法 指定された金融機関の口座へ振込
- 3 不交付決定理由

(備考)

- 1 銚田市は、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
  - ・申請日から1年以内に銚田市に転入しなかった場合：全額
  - ・申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額(ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く)
  - ・銚田市への転入日から3年未満で銚田市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・銚田市への転入日から3年以上5年以内に銚田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 銚田市は、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、茨城県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

令和 年 月 日

銚田市長 様

申請者  
住 所  
氏 名

銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付請求書

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領，銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第9条の規定により，下記のとおり地方就職支援金を請求します。

記

地方就職支援金振込口座

請 求 額	金 円				
振込口座	金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店 支店 出張所
	フリガナ			預金口座	当座・普通
	口座名義人			口座番号	

※口座の名義については，申請者名とすること。